

安中市立磯部小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 はじめに

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むと共に、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込むことが必要である。また、いじめ問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を改善するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「群馬県いじめ防止基本方針」「安中市いじめ防止基本方針」をもとに「磯部小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。
- (2) いじめは、人間として許されない、卑劣な行為であり、人権侵害である。
- (3) すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもつ。

4 いじめ防止対策に関する考え方

- (1) いじめ防止等の対策により、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようとする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようとする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

5 いじめの防止等の対策のための具体的な取組（※年間指導計画は別表）

(1) 未然防止に向けての取組

- ・学校教育目標の「思いあえる子」を常に意識し、望ましい人間関係や互いの良さを認め合う学校、学年、学級づくりに努める。

- ・児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論し、自ら活動できるよう、児童を中心としたいじめ防止活動の充実を図る。
- ・いじめは、いじめる子、いじめられる子だけの問題ではなく、観衆や傍観者の立場にあるものがいじめを是認したり黙認したりすることによって助長される場合があることを児童が理解できるようにする。
- ・児童が活躍できる場面を多く設定し、自己肯定感を育むと共に、互いの良さを認め合える集団を作る。
- ・「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・縦割り班活動で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ・人権教育強調月間の取組を充実させ、児童の人権意識の高揚を図る。
- ・インターネットを介したネット上のいじめ防止のため、情報モラル教育を充実すると共に、発達段階に応じた情報活用能力の育成に努める。
- ・日頃の観察により、児童の心身の変化に気付くよう努めると共に、悩みを相談しやすい人間関係作り、SOSの出し方、受け止め方教育の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーの活用をはじめとする校内の相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を行う。
- ・職員間の情報交換による共通理解と、いじめ問題について正しく理解し対応するための教職員研修の充実を図る。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を推進する。

(2) 早期発見に向けての取組

- ・「心の安全点検」(毎月)および「心のアンケート」(毎学期)により、実態把握を行う。
- ・「心の安全点検」及び「心のアンケート」の結果を基に、一人一人の児童に寄り添いながら話を聞き、正確な情報収集を行う。
- ・教師による日常の観察を徹底し、いじめを見逃さないようにするとともに、全職員で全児童の情報を共有し、全校体制で児童を見守る環境を整える。
- ・スクールカウンセラーによる面談等、教育相談体制の充実を図る。
- ・日頃から保護者との連携を密にして、保護者から相談や情報提供を受けやすい関係を築くとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応する。
- ・磯部地区安全・安心まちづくりネットワークや地域の青少年育成会等の関係団体と定期的な情報交換を行い、情報を得やすい関係を築く。

(3) いじめの解決に向けての取組

- ・いじめと思われる事案が発生した場合には、速やかに関係児童等に聞き取りを行い、事実確認を行う。また、事実確認に基づき、生徒指導部会やいじめ防止対策委員会において、情報共有を図り、対応策を検討する。
- ・きめ細かな情報収集により事実を確認した上で、いじめている側の児童に対しては毅

然とした態度で指導にあたる。

- ・いじめられている児童に対しては、担任、養護教諭、家庭、スクールカウンセラー等が連携し、児童の心情に寄り添った対応を行う。
- ・状況に応じて、安中市教育委員会や市関係部署等、関係諸機関と連携して課題解決にあたる。

6 磯部小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止推進委員会

○いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

○構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育コーディネーター、S C、SSW、学校運営協議会委員、PTA本部役員、民生児童委員

○組織の役割は以下のとおり

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認および対策の検討
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のための「心の安全点検」および「心のアンケート」調査の実施と結果分析

(2) 生徒指導委員会、職員会議

○生徒指導委員会や職員会議において、配慮を要する児童について情報交換を行い、対応策について検討し、共通理解のもと、指導にあたる。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- ・いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、安中市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、児童相談所、警察、青少年センター、医療機関等の関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表> 令和6年度 いじめ防止活動年間計画

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の共通理解（職員会議） ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止ポスターの掲示・活用 ○1年生を迎える会による交流学習 ○思いやりの木「柿の実」の個人目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止基本方針」のHP掲載 ○相談窓口の周知
5	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談の実施 ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止スローガン」の話し合い、決定、紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談の実施（保護者との情報交換） ○「いじめ防止スローガン」を保護者へ周知
6	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○情報モラル教室 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○心のアンケート（児童の悩みごと調査）の実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） ○学校警察連絡協議会 ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○七夕集会による交流学習 ○いじめ防止ポスター応募呼びかけ ○安中市いじめ防止フォーラムに参加（本校の活動計画発表、意見交換会） ○安中市いじめ防止フォーラムの報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート①実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） ○いじめ防止子ども会議準備会 ○学校評価の集計、指導計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止ポスター作成 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会による異学年交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート①の結果公表
10	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談の実施（保護者との情報交換）
11	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動 SOSの出し方・受け止め方 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談の実施（保護者との情報交換）

	(生徒指導委員会、職員会議)	○思いやりの木「柿の実」の個人目標の見直し ○あいさつ運動	報交換)
12	○心のアンケート（児童の悩みごと調査）の実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） ○安中市学校警察連絡協議会 ○学校評価の実施	○いじめ防止ポスター掲示	○学校評価アンケート②実施
1	○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） ○学校評価の集計、次年度の方針、指導計画の見直し	○安中市いじめ防止子ども会議参加（本校の実践発表、意見交換会） ○安中市いじめ防止子ども会議の報告	
2	○「心の安全点検」実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議）	○あいさつ運動 ○思いやり集会（思いやり木「柿の実」の発表）	○学校評価アンケート②結果公表
3	○心のアンケート（児童の悩みごと調査）の実施 ○児童についての情報交換（生徒指導委員会、職員会議） ○学校間の情報交換、引き継ぎ ○基本方針の見直しと次年度に指導計画の策定	○6年生を送る会による異学年交流 ○1年間の振り返り	